

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

- 救急医療機関の認定 (医療政策課) 一
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧(二件) (農村振興課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者) (水産林政総務課) 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (七件) (同) 二
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 公 告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (契約課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公 告 (教育序生涯学習課) 四
- 雑 報
- 地方独立行政法人宮城県立子ども病院令和三年度財務諸表の公告 四

## 告 示

- 宮城県告示第六百四十五号  
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。  
令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

東泉堂病院

涌谷町字追廻町七十番三

令和四年九月十七日

令和七年九月十六日

○宮城県告示第六百四十六号  
県営岩沼地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年九月二十日から令和四年十月二十日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所及び名取市役所

○宮城県告示第六百四十七号

県営岩沼西部地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年九月二十日から令和四年十月二十日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

○宮城県告示第六百四十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区 域	区 分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号 漁業者数
七ヶ浜町 区域（宮 城県漁業 協同組合 の七ヶ浜 支所の地 区のうち 吉田浜の 区域）	総トン数二十 トン未満の漁 船により主と して刺し網を 使用して行う 漁業	令和四年九月 一日	宮城県七ヶ浜町吉田浜 字大豆沢三一 鈴木政志 宮城県七ヶ浜町吉田浜 字前塚二十七一 佐藤 弘	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第六十 条に規定する漁 業	四人

○宮城県告示第六百四十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 十五加入 区	平成十九年宮 城県告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の石巻	令和四年九月 一日	石巻市浜松町四一五十 一 内海 広志 石巻市塩富町一丁目七 一 一 近藤 正昭	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するのり等養 殖業	十六人

湾支所の地区

○宮城県告示第六百五十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 三十四加 入区	平成十九年宮 城県告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の矢本 支所の地区	令和四年九月 一日	東松島市小松字谷地六 番地一 櫻井 健太 東松島市矢本字一本杉 津田 大	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 するのり等養 殖業	十一人

○宮城県告示第六百五十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 三十七加 入区	平成十九年宮 城県告示第三 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協	令和四年九月 一日	気仙沼市亀山七二二十 八 小松 武 気仙沼市亀山十八一十 七 小松 俊浩	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	三人

沼組合の気仙 支所のうち 地区のう 地区の の区域
---------------------------------------

○宮城県告示第六百五十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 九十四加 入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号（漁 業災害補償 法）に基づく 漁業に 係る加入 区の設定 に係る加 入区に 関する 告示され た宮城県 漁業協 同組合の 支所の地 区のうち 大久保 の区域	令和四年九 月一日	本吉郡南三陸町志津川 字新井田三十四番地百 五十四 千葉 信夫 本吉郡南三陸町志津川 字新井田百六十三番地 志津川中央住宅D棟三 〇三号 遠藤 則昭	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	三人

○宮城県告示第六百五十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百四十一 加入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号（漁 業災害補償 法）	令和四年九 月一日	牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜六十五―十三 鈴木 克彦 牡鹿郡女川町指ヶ浜字	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 号）	三人

に基づく漁業 加入区に 係る加入 区の設定 に係る加 入区に 関する 告示され た宮城県 漁業協 同組合の 支所の地 区のうち 指ヶ浜 の区域	鈴ヶ浜六十五―十五 鈴木 洋一	条の四に規定 する特定かき 養殖業
---	--------------------	-------------------------

○宮城県告示第六百五十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百五十加 入区	平成十九年宮 城告示第 百十八号（漁 業災害補償 法）に基づく 漁業に 係る加入 区の設定 に係る加 入区に 関する 告示され た宮城県 漁業協 同組合の 支所の地 区のうち 野々浜 の区域	令和四年九 月一日	牡鹿郡女川町野々浜字 野々浜百三十五―八 石森 寛 牡鹿郡女川町野々浜字 野々浜百二―五 石森 孝之	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	三人

○宮城県告示第六百五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特定 養殖業者数
加入区 の名称	区 域	同意成立 の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の 種類	区域内特定 養殖業者数

宮城県第百五十一加入区	平成十九年宮城県告示第百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業に基づく漁業共済に係る加入区の設定)で告示された宮城県漁業協同組合の女川町支所の地区(うち飯子、大石浜の区域)	令和四年九月一日	牡鹿郡女川町飯子浜字飯子二百十五・十二、阿部正浩、牡鹿郡女川町大石原浜字大石原七十五・四、木村義秋	漁業災害補償法施行令(昭和三十九年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定する特定かき養殖業	三人
-------------	--	----------	---	---	----

○宮城県告示第六百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年九月二十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
本吉郡南三陸町戸倉字向山九四番二二五地先から		前	一三・〇	一一四・二
同郡同町戸倉字向山九四番七地先まで		後	一三・〇、二九・七	一一四・二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る建設工事の名称 川内沢ダム本体工事(令和四年度県債川内沢ダム一〇〇一号)
- 二 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁

目八番一号

- 三 落札者を決定した日 令和四年七月二十六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 西松・奥田・グリーン企画特定建設工事共同企業体代表者 西松建設株式会社 北日本支社 宮城県仙台市青葉区大町二丁目八番三十三号
- 五 落札金額 四十三億円(消費税及び地方消費税を除く。)
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 令和四年四月五日

○令和四年八月九日付で公告した次の政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札を中止する。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札を中止する事項
  - 1 調達案件及び数量 宮城県図書館所蔵品デジタル化業務 一式
  - 2 履行期間 契約締結日から令和五年二月二十八日まで
  - 3 履行場所 宮城県仙台市青葉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館
- 二 入札を中止する理由 入札に参加しようとする者がいないことが明らかと認められるため。
- 三 その他

この入札中止の公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒九八〇-1842 三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁生涯学習課社会教育施設整備班(担当 神尾 電話〇二二-二二二-一三六六三)

雑 報

○地方独立行政法人宮城県立こども病院理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

令和四年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第三十四条第三項の規定に基づき、別冊のとおり地方独立行政法人宮城県立こども病院令和三年度財務諸表を公告する。

令和四年九月二十日

地方独立行政法人宮城県立こども病院

理  
事  
長  
今  
泉  
益  
栄